

自動車の積載の制限に係る改正（道路交通法施行令第22条関係）

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動車の積載の制限」について規定されています。積載の制限を緩和した改正道路交通法施行令が令和4年1月6日に公布され、**令和4年5月13日より施行**されます。

	現行（改正前）		令和4年5月13日～（改正後）	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の 大きさの制限 (施行令第22条 第3号)	自動車の長さとその長さの 10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの 10分の2 の長さを加えたもの	自動車の幅に その幅の 10分の2の幅を加えたもの
積載の 方法の制限 (施行令第22条 第4号)	自動車の車体の前後から 自動車の長さの10分の1の 長さを超えてはみ出さない こと	自動車の車体の左右から はみ出さないこと	自動車の車体の前後から 自動車の長さの10分の1の 長さを超えてはみ出さない こと	自動車の車体の左右から 自動車の幅の10分の1の 幅を超えてはみ出さないこと
イメージ	<p>積載物の長さ $\leq L' \times 1.1$</p> <p>前後の貨物のはみ出し $\leq L' \times 0.1$</p>	<p>積載物の幅 \leq 自動車の幅</p> <p>左右の貨物のはみ出し不可</p>	<p>積載物の長さ $\leq L' \times 1.2$</p> <p>前後の貨物のはみ出し $\leq L' \times 0.1$</p>	<p>積載物の幅 $\leq W' \times 1.2$</p> <p>左右の貨物のはみ出し $\leq W' \times 0.1$</p>

➡ 上記の規定を超えて通行する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。